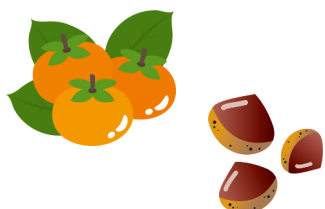


News Letter



Topics

- I はじめまして&よろしくお祈いします
- II 建設業界に関する情報収集について
- III 建設工事標準請負契約約款改正について
- IV 建設業許可について
- V おすすめ・お気に入りの映画

いつもお世話になりありがとうございます！

担当:片岡

～ はじめまして&よろしくお祈いします ～

皆さん、初めまして！

新しく許認可チームのメンバーとして働かせていただきます、片岡詩織と申します。

まだまだ何もわからず、先輩方から勉強させていただく毎日です。一日でも早く一人前の社会人として成長し、皆様のお役に立てますよう精一杯努めてまいります。

これからよろしくお祈いいたします。

ここからは自己紹介もかねて…

～好きな食べ物TOP3～

No.1 春巻き

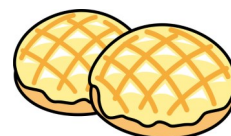
自分で作るときの中身はタケノコ、きくらげ、もやし必須！食感第一です（笑）

No.2 メロンパン

一時期は毎昼メロンパン食べていました。好きだったお店が無くなってしまったので、現在推しメロンパンを探索中…おススメがあれば教えてください！！

No.3 クリームパスタ

サーモンと枝豆や明太子…王道ですがやっぱり美味しいです～



建設業界に関する情報収集について ～ 建通新聞 ～

10月17日 建通新聞(中部版)に掲載

建設業者の皆様は、入札や建設業法令改正等の業界に関する情報収集は日ごろ苦勞されていると思います。

今回は行政書士法人名南経営許認可チームが行っている情報収集の方法の一つをご紹介します。それが「建通新聞」による情報収集です。建通新聞は株式会社建通新聞社が発行する建設専門紙です。

日刊紙なので、毎日最新の情報を手に入れることができます。特に名南経営では、建設業法令の改正情報の収集に役立っています。建設業法令の改正の情報を収集しようと思うと、国土交通省のHPや官報等をチェックする必要がありますが、建通新聞は情報が早いので、そこまでする必要がありません。

また業界のことだけでなく、各種団体の取組みや、建設業者様の取組み(安全大会や研修会の実施)なども載っているので、とても参考になります。

12月に名南経営が実施する「建設業法改正勉強会」についても取り上げていただいております。情報収集だけでなく、自社の取組みを業界にアピールするツールとしてもご利用いただける新聞だと思ひます。(担当:大野)

名南経営
12月20日に追加開催
建設業法改正勉強会
行政書士法人名南経営
(名古屋市中村区)は、
12月20日に建設業法改正
勉強会を追加開催する。
11月30日まで受講申し込みを受け付けている。
内容は、建設工事の工
(589)2362。
期適正化、下請け代金の
支払い、監理技術者の専
任緩和や配置など。会場
は名南経営コンサルティング
(名古屋市中村区名
駅1ノ1ノ1JPタワー
名古屋34階) 研修室2。
時間は午後3時から4時
30分まで。定員は50人で
1社2人まで参加可能。
費用は3000円。問い
合わせ先は電話052



MEINAN

〒450-6333 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋33F

行政書士法人名南経営

社員行政書士 荻野恭弘 ・ 社員行政書士 大野裕次郎 ・ 社員行政書士 原田 裕

◆TEL 052-589-2362 FAX052-589-2367 ◆web <http://gyousei-meinan.com/>

建設工事標準請負契約約款の改正について

改正民法が2020年4月から施行されます。それに伴い、現在中央建設業審議会において改正民法を踏まえた「建設工事標準請負契約約款」の見直しが行われています。※2019年8月までに2回議論が行われています。

改正民法により標準約款の見直しが行われるポイントは、下記の通りです。

- ・損害賠償請求について(帰責事由や立証責任などの見直し)
- ・受領遅滞について(現行の標準約款には受領遅滞に関する条項が無い)
- ・瑕疵担保責任について
(「瑕疵」という単語を用いない表現の見直し・置き換え、これまで規定されていた損害賠償請求権や解除権の扱い等)
- ・譲渡制限特約について(現行の標準約款では対応できないため、新たな規定を創設予定)

標準約款の改正についてまだ具体的には決まっていますが、改正があることは間違いありません。これからの審議会の議論には注目していかなければなりません。
(担当:寺嶋)

建設業許可 ～ 建設業許可について ～

ここ最近、建設業許可の要件(一般建設業許可、特定建設業許可や専任技術者の要件など...)についての質問を受ける機会が増えてきています。

既に許可があると、忘れてしまったり、意外と知ってるようで知らなかったりと色々あると思います。

振り返りの意味も込めて、皆様に色々とお知らせいただけたらと思いこのコーナーを設けさせていただきました。

【建設業の許可とは】

建設工事の完成を請け負うことを営業とするには、その工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、建設業法第3条に基づき建設業の許可を受けなければなりません。

ただし、「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する場合には、必ずしも建設業の許可を受けなくてもよいこととされています。

※軽微な工事とは

- ・建築一式工事については工事1件の請け負い代金の金額が1,500万円未満の工事または延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事
- ・建築一式工事以外の建設工事については、工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事

★次回は「知事許可と大臣許可について」です。

(担当:松裏)

行政書士法人名南経営 許認可チームスタッフ

「おすすめ・お気に入りの映画」



★片岡 詩織★

★大野 裕次郎★

「葉問 イップマン 序章」
ブルースリーの師匠である、詠春拳の使い手、
葉問(イップマン)の話です。
感動的なストーリーで、
カンフー好きの方にはもちろんのこと、
そうでない方も楽しめる映画だと思います。

★松裏 浩子★

「パンダコパンダ」
意外と知られていない?
「となりのトトロ」の原型と言われている
宮崎駿作品です。
・・・癒されます。

「ホーム・アローン」
一人家に残された少年が日用品を使って
家中にしかけを作り泥棒撃退を目指す
コメディ映画です。
過激かつ痛快な方法で撃退される
少しドジな泥棒も、
どこか憎めないキャラクターで、
何度観ても笑えます。

★中村 桃子★

「ワンス・アポン・ア・タイム・
イン・アメリカ」
4時間弱もありますが、
面白いのであっという間に観れる
ギャング映画です。

★寺嶋 紫乃★

「SAWシリーズ」
スプラッター映画好きなら知っている映画。
刺激が欲しい人におすすめです。

